**「令和６年度　工賃向上計画支援事業」**

**委託仕様書**

令和６年２月

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

目　　次

第１章　基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

１　本事業の趣旨・目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２章　委託業務の基本事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

１　委託事業名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　契約期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　委託金額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

４　対象施設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

５　人員配置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

６　事業実施計画（スケジュール）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

７　成果品の帰属等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　＜提案にあたって踏まえるべき基本的な考え方＞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第３章　委託業務の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

　１　業務内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（１）工賃向上計画策定・実行支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

（２）共同受注窓口の運営、優先調達の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

　（３）製品（こさえたん）認知度向上に向けた情報発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・３

　２　提案参考　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　業務報告等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第４章　その他の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

　１　受託者として遵守すべき事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（１）守秘義務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（２）個人情報保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（３）関係法令の遵守　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（４）公正採用への対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（５）人権研修の実施　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

（６）提案内容等の遵守　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２ 緊急対応　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３ 業務の引継ぎ　 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

**「令和６年度　工賃向上計画支援事業」委託仕様書**

第１章　基本的事項

　１　本事業の趣旨・目的

　　　障がい者が地域において自立した生活を営むためには、一般就労はもとより、福祉的就労の充実が不可欠であり、工賃向上に資する取組みを推進し、福祉的就労の活性化を図る必要がある。大阪府では「第５次大阪府障がい者計画」において、「障がい者の就労支援の強化」を最重点施策の一つに位置付け、福祉的就労の活性化等を含む障がい者の就労支援の強化に取り組んでいる。

令和３年３月、国において「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」（※）が一部改正され、今後も、更なる工賃向上に向けた取組みを推進することとされたことから、「大阪府工賃向上計画」を策定し、「工賃向上計画支援事業」を継続実施しているところであるが、令和３年度の大阪府における月額平均工賃は、全国最下位となっており、自立した生活を営むには大変厳しい状況にある。

このため大阪府では、大阪府工賃向上計画（令和６～８年度）を策定（令和６年３月策定予定※令和５年度第１回工賃向上計画の推進に関する専門委員会において概要提示済）し、厚生労働省が実施する「工賃向上計画支援等事業」を活用し、工賃水準の向上及び福祉的就労の充実を図るため、各種支援を実施する。

　　※令和６年３月、厚生労働省において改正予定

工賃

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係

る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を障がい者施設を運営する事業者が施設を利用す

る障がい者に支払うすべてのものをいう。

第２章　委託業務の基本事項

１　委託事業名

令和６年度　工賃向上計画支援事業

２　契約期間

　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

３　委託金額

　　　　金２６，９２６千円（税込）以内とします。

４　対象事業所

　　　　本事業において支援の対象となる事業所等（以下、事業所とする）は、個別に記載のある業務項目を除き、次のとおりとする。

　　　　就労継続支援Ｂ型事業所

　　　　　なお、就労継続支援Ｂ型事業所を原則とするが、就労継続支援Ａ型事業所（雇用契約を締結していない利用者に係るものに限る。以下同じ。）、生活介護事業所（生産活動を行っている場合。以下同じ。）、地域活動支援センターのうち「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所として都道府県が認めた事業所は、支援策の対象として差し支えない。）

５　人員配置

　　　　受託者は、委託業務遂行のために必要な職員の人員配置計画を作成し、提出すること。

６　事業実施計画（スケジュール）

　　　受託者は、委託業務遂行にあたっての、事業実施計画（スケジュール）を作成し、提出すること。

７　成果品の帰属等

この契約の成果品（業務マニュアル、研修テキストなどの著作物を含む。）に関する著作権（著

作権法（昭和45年法律第48号）に規定する権利をいう。以下同じ）は、大阪府に帰属する。

　＜提案にあたって踏まえるべき基本的な考え方＞

　　第１章の目的を実現するために、事業の提案にあたっては、本事業の企画及び業務遂行にあたっての、基本方針・具体的な取り組み内容を提案すること。

第３章　委託業務の実施

　第１章の目的を実現するために、以下の業務を実施すること。

　なお、実施にあたっては「大阪府工賃向上計画（令和６～８年度）」（令和６年３月策定予定※令和５年度第１回工賃向上計画の推進に関する専門委員会において概要提示済）に基づき、業務を行うこと。

　　１　業務内容

**（１）工賃向上計画策定・実行支援**

　　　ア　事業所の工賃向上計画の策定及び実行支援を行う、工賃向上計画支援常設相談窓口を設置すること。

イ　事業所の工賃向上計画実行支援のために、専門家による助言や訪問支援などを行うこと。

ウ　工賃向上のための経営改善、品質向上、生産効率向上、支援力向上、意識改善等に関する事業所向け研修を実施すること。

エ　「大阪府工賃向上計画支援事業」ホームページ運営及びメールマガジンの配信など、事業所に対して工賃向上に関する情報提供を行うこと。

※大阪府工賃向上計画支援事業ホームページ　<https://l-challe.com/kouchin/>

　 　提案を求める事項

１）事業所の工賃向上計画の策定・実行に対する支援方策についての提案を求める。

２）工賃向上のための経営改善、品質向上、生産効率向上、支援力向上、意識改善等に関する研修（年間４回程度）について提案を求める。

**（２）共同受注窓口の運営、優先調達の促進**

　 ア　共同受注窓口を運営し、安定的な受注確保を行うこと。

イ　共同受注窓口には受発注コーディネーターを配置すること。また、受発注コーディネーターのうち１名以上は、以下の要件を満たすこと。

※企業等において営業職としての実務経験が３年以上または、障がい者事業所等において　販路開拓等の実務経験を1年以上有する者とする。

ウ　「おおさか障がい者就労施設ガイド」ホームページの更新及び運営を行い、自治体及び企業に情報提供すること。

エ　地域の共同受注窓口との連携を図ること。

※おおさか障がい者就労施設ガイドホームページ：<https://kyodoweb.sakura.ne.jp/>

　提案を求める事項

１）自治体及び企業等に対する販路開拓に向けた方策について提案を求める。

２）広く事業所に業務分配するための方策について提案を求める。

**（３）製品（こさえたん）認知度向上に向けた情報発信**

　　　ア　SNS等を活用し、府民や企業等に対する広報活動・情報提供を行うこと。

イ　こさえたんサポーターの登録促進に向けた取り組みを行うこと。

ウ　「大阪府庁舎内アンテナショップ運営基本方針（別紙）」に基づき、大阪府庁舎内アンテナショップ（福祉のコンビニ こさえたん）の運営を行うこと。

エ　こさえたんウェブショップの運営を行うこと。

オ　外部販売の機会を確保すること。

カ　障がい者福祉施設の製品を販売している販売店と連携すること。

キ　アンテナショップにおいて、障がい者に施設外就労の場を提供すること。

※大阪府庁舎内アンテナショップ「福祉のコンビニ こさえたん」

店舗場所　大阪府庁別館１階（大阪市中央区大手前３丁目２－１２）

営業時間　府庁開庁日（月曜日から金曜日）　午前11時から午後５時まで

　提案を求める事項

１）SNSなどを活用した効果的な広報活動の方策について提案を求める。

２）アンテナショップ及びウェブショップの運営について提案を求める。

３）外部販売の機会確保や販売店との連携について提案を求める。

　提案に際しての参考資料

　　　提案に際しての参考資料は以下のとおり。

　　　　ア　大阪府工賃向上計画（～令和５年度）（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/kouchinkoujyo.html>

イ　工賃向上計画の推進に関する専門委員会の開催状況（大阪府ホームページ）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/jyusan/kouchinniinnkai.html>

ウ　こさえたん（府内障がい者福祉施設の製品）に関する取組み（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jiritsushien/kosaetann/>

エ　大阪府の工賃実績

　　　　　　（対象施設）就労継続支援Ｂ型事業所

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 |
| 大阪府平均 | 11,190円 | 11,209円 | 11,575円 | 12,009円 | 12,693円 | 12,142円 | 12,786円 |
| 全国平均 | 15,033円 | 15,295円 | 15,603円 | 16,118円 | 16,369円 | 15,776円 | 16,507円 |

　　　なお、令和３年度の施設毎の大阪府の工賃実績は、下記の自立支援課ホームページを参照。

<http://www.pref.osaka.jp/keikakusuishin/jyusan/kouchinjisseki.html>

　　　　オ　「こさえたん（大阪府内の障がい者福祉施設の製品の愛称）」に関するアンケート結果

　　　　　※大阪府政策マーケティング・リサーチ２０２２（大阪府ホームページ）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku/mr/oqnet2022.html#kosae>

２　業務報告等

（１）受託者は、事業終了後30日以内に、収支清算書及び事業実施報告書を作成し、書面及び電子データにより、大阪府へ提出すること。

（２）上記のほか、受託者は、府の求めに応じ本事業の業務に関連する事項について書類を作成し、提

出すること。

（３）作成に要する経費は受託者負担とする。

第４章　その他の留意事項

　１　受託者として遵守すべき事項

（１）守秘義務

受託者は、業務の実施に際し、知り得た情報については第三者に漏らしてはならない。

（２）個人情報保護

受託者が扱う個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律、大阪府個人情報の保護に関する法律施行条例の主旨に従い、厳密かつ適正に行うこと。

（３）関係法令の遵守

　受託者は、業務に従事する者の労働に関する権利を保障するため、次に掲げる法律のほか労働

関係法令を遵守するとともに、業務の実施にあたり、下記以外の関係法令も遵守すること。

労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働組合法、男女雇用機会均等法、労働者災害

補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法

（４）公正採用への対応

「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」又は「大阪労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき、一定規模の事業所において「公正採用選考人権啓発推進員」を配置すること。

《一定規模の事業所とは》

ａ 常時使用する従業員数が25人以上の事業所

ｂ その他、知事又は公共職業安定所長が適当と認める事業所

（５）人権研修の実施

受託者は、工賃向上計画支援事業に関し、業務に従事する者が人権について正しい認識をもって業務を遂行するとともに、実施効果を高めるために障がい者とのコミュニケーション能力を高めることができるよう、人権研修を行うこと。

（６）提案内容等の遵守

提案内容に基づき府と協議して定めた業務及び受託者として果たすべき責務について、誠実に履行しない場合は、府がその履行を請求することとし、府の請求に従わないときは、次回の受託者選定の評価に反映する場合がある。

２　緊急対応

受託者は、地震などの災害や事件などの危機事象発生時においては、府をはじめ警察・消防等と

連携を図るとともに、その指示に従い、適切に対応すること。

３　業務の引継ぎ

（１）契約が終了する場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。以下同じ。）には、受託者

は、契約期間中に引継ぎ期間を設け、円滑に業務を引き継ぐこと。

（２）本事業の業務全般にわたる引継書を作成し、書面及び電子データにより、大阪府へ提出するこ

と。

　　（３）前項の引継書の内容は、本仕様書「第３章　委託業務の実施」に掲げる事項について、処理手

順・申し合わせ事項等を特に詳細にかつ具体的に述べているものであること。

（４）上記のほか、受託者は、府の求めに応じ本事業の業務に関連する事項について書面及び電子デ

ータにより、大阪府へ提出すること。

（５）受託者が上記の規定に違反し、府に損害が生じた場合は、受託者は府に対してその損害を賠償

しなければならない。

（６）作成に要する経費は受託者負担とする。

大阪府庁舎内アンテナショップ運営基本方針

別紙

１　目的

1. 府内の障がい福祉事業所で生産される製品の販売機会を提供する。
2. 府内の障がい福祉事業所で働く障がい者の販売に関するスキルの構築、向上を図り、経済的な自立を目指すとともに、将来的な就労にもつなげる。
3. 製品販売を通じて購買者のニーズを把握し、商品開発等の参考とすることで、府内の障がい福祉事業所で生産される製品の魅力向上を図る。
4. 府内の障がい福祉事業所等とのネットワークを構築し、協働事業や、共同受注、共同経営等のモデルとする。
5. 府庁舎への来庁者、府職員のニーズに則した商品等を提供することにより、府庁の利便性及び府民サービスの向上に貢献する。

２　アンテナショップの概要

1. 店舗名称　「福祉のコンビニ こさえたん」
2. 店舗場所　　大阪府庁別館1階（36.35㎡）
3. 営業時間　　府庁舎開庁日の午前11時から午後5時まで

なお、午前11時30分から午後1時30分までの間については、就労訓練の場として活用する。

３　アンテナショップの運営

（１）　運営方法 アンテナショップの運営は、大阪府工賃向上計画支援事業の一環として実施するものとし、同事業受託者に店舗運営業務を委託する。これに係る施設の使用については、大阪府公有財産規則第22条第7号に基づき許可するとともに、行政財産使用料および光熱水費等の負担については、協定書を締結する。

（２）　運営経費 大阪府工賃向上計画支援事業の予算内で対応する。ただし、店舗運営に係る光熱費、消耗品費、販促費等については、参加事業所より徴取する手数料を充当する。

４　取扱品目

アンテナショップにおいて取扱う商品は以下の三部門とし、（１）および（２）に該当する商品については、公募により選定する。

公募に係る応募要件等の詳細は、部門ごとの募集要項に定める。

公募に係る選定基準等の詳細は、部門ごとの選定基準に定める。

1. 府内の障がい福祉事業所が製造または販売する食品
2. 府内の障がい福祉事業所が製造または販売する雑貨等製品
3. その他、購買ニーズ等を考慮し、アンテナショップが独自に仕入する商品

平成29年2月10日より適用する。